

水道維持修繕等対応業務委託
(東讃ブロック統括センター)
標準仕様書

香川県広域水道企業団

目次

第1章 共通事項

1	適用	1
2	関係法規の遵守	1
3	用語の定義	1
4	業務概要	2
5	履行期間	2
6	履行場所	2
7	業務時間	2
8	業務体制	3
9	即応の義務	3
10	第三者への対応	3
11	地下埋設物（他占有者）の協議	3
12	事故報告	3
13	業務責任者	4
14	作業責任者	4
15	業務の委任又は再委託	4
16	提出書類等	4
17	保険の付保及び事故の補償	4
18	契約金額	5

第1章 共通事項

1 適用

- (1) 香川県広域水道企業団（以下「企業団」という。）が発注する「水道維持修繕等対応業務委託」は、企業団制定の水道工事共通仕様書、土木工事共通仕様書（香川県土木部）及び水道工事標準仕様書（日本水道協会）を準用して履行するほか、本水道維持修繕等対応業務委託標準仕様書（以下「仕様書」という。）に従い履行しなければならない。
- (2) この仕様書に定めのない事項については、別に定める特記仕様書による。
- (3) この仕様書の定めと特記仕様書の定めが異なるときは、特記仕様書による。

2 関係法規の遵守

受注者は、建設業法、水道法、労働基準法、労働安全衛生法、騒音規制法、振動規制法、建設工事公衆災害防止対策要綱、及び本業務に関係のある法律・施行令・規則等を遵守することとする。

3 用語の定義

本仕様書及び特記仕様書において用いる用語の定義は、次の各号による。

- (1) 「本業務」とは、水道維持修繕等対応業務のことをいう。
- (2) 「道路上」とは、道路法において規定されている道路及び私道、又は通常道路として第三者の通行の用に供している部分をいう。
- (3) 「敷地内」とは、私道を除く給水装置所有者等の所有地をいう。
- (4) 「通報者」とは、漏水等の通報者及びお客さま相談等の依頼者をいう。
- (5) 「原因者」とは、故意又は過失により水道管路施設等を破損させた者をいう。
- (6) 「開庁時間」とは、発注者勤務時間の午前8時30分から午後5時15分まで、閉庁時間は開庁時間外の時間をいう。
- (7) 「休日」とは、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、及び年末年始（12月29日～1月3日）をいう。
- (8) 「平日昼間」とは、平日の午前8時30分から午後5時15分までの8時間45分をいう。
- (9) 「休日昼間」とは、休日の午前8時30分から午後5時15分までの8時間45分をいう。
- (10) 「夜間」とは、午後5時15分から翌午前8時30分までの15時間15分をいう。
- (11) 「本業務区域」とは、香川県広域水道企業団給水区域のうち、東讃ブロック統括センター管理区域をいう。
- (12) 「修繕担当班」とは、緊急時において修繕工事に即時対応出来る班体制のことをいう。
- (13) 「他工事」とは、企業団発注工事以外の工事のことをいう。
- (14) 「指示書」とは、**本業務**の施工を指示するために、発注者が作成する修繕等施工指示書

をいう。

- (15) 「修繕拠点」とは、受注者が設置する場所で、発注者の承認した場所をいう。
- (16) 「水道管路施設」とは、水道のための導・送・配水施設で発注者の管理に属するものをいう。
- (17) 「給水装置」とは、配水管から分岐して設けられた給水管及び内線止水栓等の給水器具をいう。
- (18) 「水道管路施設等」とは、水道管路施設及び給水装置をいう。
- (19) 「指定業者」とは、企業団指定給水装置工事事業者をいう。
- (20) 「緊急修繕」とは、現場の漏水量や危険性等を勘案し、即座に修繕工事を行う必要があると判断したものをいう。それ以外のものは「修繕」という。
- (21) 「宿日直者」とは、お客さまセンター受付業務従事者をいう。
- (22) 「軽微な修繕」とは、メータBOX内のユニオン等の増し締め、メータの取付け、取外し、清掃等、新たに材料の使用を伴わない作業をいう。

4 業務概要

(1) 現場初動対応業務

受注者は、宿日直者から水道管路施設等からの漏水及び破損等の受付を行った通報内容を、迅速かつ的確に把握し、初期対応を行う。また、通報者からの出水不良及び濁水等のお客さま相談の問合せに対しても同様に対応し、必要に応じて洗管放水等の適正な処置を行うとともに、お客さまへの説明を行う。

(2) 水道維持修繕工事等待機業務

受注者は、道路上における突発的かつ同時多発的に発生する水道管路施設等の水道管事故に対し迅速に対応するため、緊急修繕体制の確保を整える。また、敷地内（一次側、二次側）漏水等に対する適正な対応を行う。

(3) 漏水修繕工事等業務

受注者は、漏水修繕工事等業務の発生時において、迅速に二次災害防止を図り、修繕作業等を行う。また、緊急修繕工事以外の修繕工事及び漏水防止工事等も含めた全ての現場を適正に管理し、親切丁寧なお客さま対応を行う。

(4) その他関連する業務

5 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日

6 履行場所

香川県広域水道企業団東讃ブロック統括センター管理区域

7 業務時間

(1) 現場初動対応業務

ア 休日昼間の午前8時30分から午後5時15分までの間とする。

イ 全期間の夜間の午後5時15分から翌午前8時30分の間とする。

(2) 水道維持修繕工事等待機業務及び漏水修繕工事等業務

本業務は、緊急を要するものを含むので、発注者の出動要請には、24時間体制にて、最優先かつ迅速に対応する義務を負う。従って、夜間・休日、いかなる理由があろうとも、これを拒むことができない。

(3) 各業務の詳細は、特記仕様書のとおりとする。

8 業務体制

受注者は、次の事項を適正に行わなければならない。

(1) 修繕拠点の整備を以下の要件に基づき行う。

ア 夜間は、発注者が認めた体制及び手法が実施できる環境を整備する。

イ 業務を適正に履行できる環境とする。

(2) 電話やFAX等の通信機器の設置を行う。

(3) 業務に必要な研修を実施する。

(4) 準備にかかる費用は、受注者の負担とする。

9 即応の義務

当業務は、緊急を要する修繕等を対象としていることから、受注者は**本業務**の特殊性を十分に認識し、通報者又は発注者から緊急対応を求められた場合は、速やかに（おおむね1時間以内）現場におもむき、初動対応及び修繕業務等を行うものとする。また、緊急を要する現場が複数発生した場合においても、対応が可能であること。

10 第三者への対応

業務中は、作業に適した安全で清潔な作業服等を着用すること。また、通行人や周辺住民に親切丁寧に応対し、通報者及びその他の人に対して親切丁寧に対応し、理解と協力を求め、不安感や不信感を与える言動は厳に慎むこと。敷地内に立ち入る場合は、所有者の同意を得ること、特に個人のプライバシーの保護に努めること。

11 地下埋設物（他占有者）の協議

道路掘削する際は、他占有者と地下埋設物の事前協議を行うこと。また、地下埋設物に損傷を与えないよう確認し施工すること。

12 事故報告

業務に起因して事故が発生したときは、直ちにその原因、処置、被害状況等について、発注者に報告し、受注者の責任において速やかに対処すること。

ただし、業務を行うにあたり第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者と受注者は協力して処理解決に当たるものとする。

1.3 業務責任者

- (1) 受注者は、全ての業務を統括する業務責任者を発注者に通知しなければならない。
- (2) 業務責任者は、常時、発注者と連絡を取れるようにしておかなければならない。
- (3) 業務責任者が不在となる場合は代理者を発注者に通知しなければならない。
- (4) 業務責任者は、給水管修繕に指定業者をあてなければならない。

1.4 作業責任者

- (1) 受注者は作業現場ごとに作業責任者を選任し、作業報告書に記載すること。
- (2) 作業責任者は、業務における施工・安全管理等に関する一切の事項を処理するとともに、業務責任者、発注者と緊密な連絡を取り、業務の円滑、迅速な進行を図ること。

1.5 業務の委任又は再委託

- (1) 受注者は、漏水修繕工事等業務他全ての業務について、全部又は一部を第三者に再委託してはならない。ただし受注者が、第三者に委託しようとする業務の範囲、理由、その他甲が必要とする事項を書面をもって発注者に申請し、発注者の書面による承認を得たときは、この限りではない。
- (2) 受注者は、前項のただし書きにより業務の一部を第三者に再委託するときは、再委託先の行為のすべてについて責任を負うものとする。

1.6 提出書類等

受注者は、契約締結後、業務毎に下表に掲げる書類を所定の提出期限内に必要な部数提出し、発注者の承認を得ること。なお、各書類の様式については、発注者に確認すること。

書 類 名 称	部 数	備 考
連絡体制表	1	着手時（契約後速やかに）
個人情報取扱誓約書	1	着手時
従事者届	1	着手時
資格者届（合格証・免状写）	1	着手時
業務再委託者承諾願	1	必要都度
業務完了届	1	業務完了時

初動対応・待機・修繕の各業務に必要な書類は特記仕様書による。

1.7 保険の付保及び事故の補償

- (1) 受注者又は受注者の会員は、「雇用保険法」、「労働者災害補償保険法」、「健康保険

法」、及び「中小企業退職金共済法」の規定により、業務従事者等の雇用形態に応じ、業務従事者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。

- (2) 受注者は、業務従事者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して責任を持って適正な補償をしなければならない。
- (3) 受注者は、業務開始前に受注者名で業務に必要となる保険に加入契約すること。ただし、受注者が別途年間を通じて契約している保険が、業務の契約条件を満たしている場合は、それをもって代えることができる。なお、保険期間が履行期間の途中において満了する場合は、無保険期間が生じることのないよう保険期間が満了するまでに新たな保険の加入契約を行うとともに、その証券の写しを発注者に提出すること。
- (4) 受注者は、業務に必要となる保険の契約を締結したときは、その証券又はそれに変わるものの写しを発注者に提出すること。保険内容を変更したときも同様とする。

18 契約金額

- (1) 契約書に記載する契約金額は、「水道維持修繕工事待機業務」の年間の委託料とする。
- (2) 「現場初動対応業務」「漏水修繕工事等業務」及び「その他関連する業務」の委託料は契約金額には含まず、それぞれ月毎に取りまとめ、発注者へ報告するものとする。発注者は月毎に取りまとめられた報告に対し、企業団単価を採用し、積算後支払うものとする。
- (3) 「現場初動対応業務」の1回当たり金額は、東讃ブロック統括センターにおいて定めた金額とする。